

へき地医療拠点病院の指定について

1 経緯

へき地医療を支援するへき地医療拠点病院である愛知県がんセンター愛知病院（岡崎市内）が、平成 31(2019)年度に岡崎市に移管され、へき地医療拠点病院ではなくなる。そこで、岡崎市民病院が愛知病院のへき地医療拠点病院としての役割を引き継ぎ、へき地診療所への代診医派遣等を行うこととするもの。

（対象医療機関）

岡崎市民病院（岡崎市高隆寺町字五所合 3 - 1）

開設者 岡崎市 管理者 早川文雄

2 へき地医療拠点病院

(1) 概要

へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、又はへき地診療所の医師の休暇時等における**代替医師の派遣などを行う病院**

(2) 根拠

厚生労働省 へき地保健医療対策等実施要綱

(3) 補助金

へき地医療拠点病院の運営事業に対する補助
施設・設備整備に対する補助

(4) 指定

へき地医療支援計画策定会議 及び **愛知県医療審議会 5 事業等推進部会**の承認を受け、県で指定。（国にへき地医療拠点病院の指定について報告）

3 へき地医療拠点病院の指定要件

無医地区及び無医地区に準じる地区を対象として、**へき地医療支援機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の次に掲げる事業（ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院**をへき地医療拠点病院として指定する。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを實踐できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

4 へき地医療拠点病院の該当要件

イのへき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関することに該当

下記によりへき地診療所へ代診医を派遣予定

派遣先	派遣予定（日数）				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
岡崎市（額田北部、額田宮崎）診療所	2	2	2	2	8
西尾市佐久島診療所	1	1	1	1	4
豊田市立乙ケ林診療所	1	1	1	1	4

5 県内のへき地医療拠点病院

（平成 30 年度）

医療圏	市町村名	へき地医療拠点病院	開設者	指定年月日
知多半島	南知多町	厚生連知多厚生病院	厚生連	H14. 4. 1
西三河北部	豊田市	厚生連足助病院	厚生連	H14. 4. 1
西三河南部	岡崎市	愛知県がんセンター愛知病院（※）	愛知県	H14. 4. 1
東三河北部	新城市	新城市民病院	新城市	H14. 4. 1
	東栄町	東栄町国保東栄病院（※）	東栄町	H14. 4. 1
東三河南部	豊橋市	豊橋市民病院	豊橋市	H14. 4. 1
	豊川市	豊川市民病院	豊川市	H14. 4. 1

※愛知県がんセンター愛知病院 及び 東栄町国保東栄病院は、平成 31 年 3 月 31 日付けでへき地医療拠点病院の指定取り消し予定

<参考>

「へき地診療所」

交通条件及び自然的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難である「無医地区」及び「無医地区に準ずる地区」において、地域住民の医療を確保することを目的として、市町村等が設置する診療所

「へき地医療支援機構」

へき地での診療経験を有する医師を専任担当官とし、へき地診療所からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する組織（医務課地域医療支援室に設置）